

第 6 次行財政改革大綱に基づく 平成 24 年度の主な取組実績及び平成 25 年度の取組方針

I 県庁改革

項 目	平成 24 年度の主な取組実績	平成 25 年度の取組方針 及びこれまでの取組内容
1 政策課題に柔軟かつ 的確に対応する体制 の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・生活環境部に「防災・危機管理局」を設置し、各部局に防災監(次長等の兼務)を配置 ・「防災・危機管理局」は、トップに危機管理監に代えて理事兼局長を置き、危機管理室及び消防防災課を再編した「防災・危機管理課」及び「消防安全課」と、原子力安全対策課で構成し、産業技術課産業保安室を消防安全課に移管 ・企画部科学技術振興課に「新エネルギー対策室」を設置 ・茨城租税債権管理機構に県と市町村の派遣職員で構成する「住民税対策課」を設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・知事直轄に「国体推進監」(知事公室長兼務)及び「国体推進課」を設置 ・企画部に「国際戦略総合特区推進監」(理事兼科学技術振興監兼務)を設置 ・土木部道路維持課に「道路保全強化推進室」を設置 ・保健福祉部福祉指導課に「福祉監査室」を設置
2 「新しい公共」の視点 に立った連携・協働の 推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ファミリーマートと地域活性化包括連携協定を締結 ・災害時応援協定等を 23 件締結 (総協定数：97 件(うち震災後：30 件)) ・県内外 14 の企業・団体と「地域の見守り活動に関する協定」を締結 ・NPO等への寄付を仲介する仕組みである「いばらき未来基金」を創設 ・知事と語ろう「明日の茨城」を 4 会場で開催(408 人参加) 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業やNPOとの連携・協働事業数のさらなる増加 ・県民の県政への参画を一層促進

項目	平成 24 年度の主な取組実績	平成 25 年度の取組方針 及びこれまでの取組内容
3 人材の育成・活用, 組織力の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・正課長級以上の職員について, 人事評価結果の給与反映を実施 ・職員が自主的に行うグループ研究活動を支援する制度を新設 ※自主研修グループ活動支援事業 平成 24 年度(初年度)活用実績: 3 件 ・有識者との意見交換や先進事例等調査など, 外部との交流を奨励 ・職員研修として「民間との協働講座」を新たに実施 ※民間企業役職員 12 人と県職員 13 人との合同研修 ・全所属でグループミーティングを実施 ※平成 24 年 7 月から「週 1・ミーティング」全所属で実施 ・活気ある職場づくりを進めるため, 職務や人材育成に対する職員の意識・考え方などを把握するためのアンケートを実施 ・職員一人ひとりに直接・継続的に発信する「メルマガ県庁改革」により民間企業等の取り組みを紹介し, 職員の気づきを促進 ※平成 24 年度実績: 19 シリーズ, 91 通 発信 	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年度開始した週 1 ミーティングを一層活発化し, 組織力の強化や働きやすい職場環境づくりに活用 ※平成 25 年度実施率(4 月~6 月): 91.5% ・「メルマガ県庁改革」に職員の外部交流の経験等を掲載する機会を増加させ, やる気や前向きに仕事に取り組む意識を高める。
4 県民サービスの向上	<ul style="list-style-type: none"> ・「メルマガ県庁改革」により, サービス改善の働きかけを実施 ・職員研修として「県民満足度(CS)向上研修」を新たに実施 ・県内各地域の様々な情報を分かりやすく紹介するため, 県インターネットテレビ「いばキラTV」を開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・県民サービス向上について職員一人ひとりの気づきを促すため, 継続的な呼びかけ・働きかけを実施
5 業務の進め方の見直し, 無駄ゼロの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ムダ排除に関する全庁共通の重点取組項目を 9 項目設定 ※書類の整理・整頓, 資料の簡素化, 調査・照会等の見直し等 ・事業や施策について, 効果的な執行を図るため政策評価を実施 ・「メルマガ県庁改革」により, 民間企業等の業務改善の取り組みを発信し, 無駄排除の意識を啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内の優れた取り組みを全庁的に展開 ・「ムダ排除 9 項目」を職場に掲示するなど, 取組の見える化を推進
6 透明性の向上, チェック体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・建設工事一般競争入札の適用範囲を「3 千万円以上」から「1 千万円以上」に拡大 ・茨城県職員等公益通報制度において, 匿名通報を追加するとともに通報方法を見直す実施要綱の改正を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・常に透明性と自浄性を高めながら, 県民の信頼を絶えず確保する取り組みを充実

「職員意識調査結果」の結果と活気ある職場づくりの取り組み

「H24職員意識調査」の結果	
項目	課題等
やる気(やりがい)	・肯定的な回答をした者の割合は74.2%と高水準 ・職層別では、「係長級」・「非役付」の割合が比較的低い。
チャレンジ精神 【第6次行革大綱目標値：80%】 ※前例にとらわれず、新たな発想で取り組む職員の割合	・肯定的な回答をした者の割合は47.1%と低水準 ・職層が低いほど、割合は低くなっている。
勤務意欲(モチベーション)の向上	・肯定的な回答をした者の割合は35.6%と低水準 ・職層別では、「補佐級」・「係長級」の割合が比較的低い。
職場におけるコミュニケーション	・肯定的な回答をした者の割合は74.8%と高水準 ・職層別では、「係長級」が他の職層に比べ、やや低い。
職員間の業務量のバランス	・肯定的な回答をした者の割合は30.4%と低水準 ・職層が低いほど、割合は低くなっている。



対応方針

職員一人ひとりがモチベーションを高め、能力を最大限発揮できる職場環境が重要であることから、コミュニケーションの活性化を強化するなど、職員の成長を支える職場環境づくりを推進



H24以降の取り組み	行革大綱上の関連項目
【コミュニケーションの活性化】 ○週1ミーティングの実施 ・グループを最小単位とした週1回のミーティングを推奨 [実施率] H24(7~3月の9ヶ月間)=88.2% H25(4~6月の3ヶ月間)=91.5% ○職場の環境整備を推進 ・書類整理週間の実施(所属毎に期間を設定)	3(3)① 県民福祉の向上に前向きに取り組む職員づくり 3(4)① 活気ある職場づくり 4(1)② 職場改善意識の醸成
【ムダ排除の推進】 ○所属長を中心にムダ排除に向けた仕事の見直しを推進 ・全庁共通の重点取組9項目を設定 ① 業務の進捗状況等の確認・OA化の推進 ② 書類の整理・整頓による職場環境の整備 ③ 資料の簡素化 ④ 調査・照会等の見直し ⑤ 会議の廃止・効率化 ⑥ 行事・イベントの廃止・効率化 ⑦ 協議会等(県に事務局が置かれてるもの)の見直し ⑧ 定期刊行物等の見直し ⑨ 購読刊行物、委託業務の見直し ・優良な取組やユニークな取組を庁内に情報提供 ○優良な取組を行った職員を顕彰 ・職員提案(アイデアオリンピック)を活性化し、職員の取組意欲を喚起【H25年度見直し】	3(3)① 県民福祉の向上に前向きに取り組む職員づくり 3(4)② ワーク・ライフ・バランスの推進 5① 無駄排除に向けた仕事の見直し
【業務の平準化】 ○事務分担等の適宜見直しを実施 ・一部の職員が案件を抱え込んだり、特定の職員に事務が偏ることのないよう事務分担を見直し ・事務分担見直しを検討する目安を設定【H25年度新規】 ① 3ヶ月平均で時間外勤務が45時間を超えた場合 ② 9月末時点の時間外勤務が180時間を超えた場合	3(4)② ワーク・ライフ・バランスの推進

第2回職員意識調査の概要

(単位：%)

質問項目(主な項目の抜粋)		そう思う	ややそ う思う	どちらと も思わ ない	ややそ う思わ ない	そう思 わない	肯定的意見の割合				
							全体	課長級	補佐級	係長級	非役付
あなたは、やる気(やりがい)を持って 仕事に取り組んでいますか。	H24	32.8	41.4	17.4	5.4	3.0	74.2	91.5	81.4	68.3	69.9
	H23	36.2	39.4	15.6	5.2	3.7	75.6	92.6	83.2	68.3	72.7
	差	△ 3.4	2.0	1.8	0.2	△ 0.7	△ 1.4	△ 1.1	△ 1.8	0.0	△ 2.8
あなたは、失敗をおそれずに、新しい取り組み に挑戦していますか。	H24	14.3	32.8	35.7	12.2	5.0	47.1	75.8	55.6	43.2	36.6
	H23	16.1	35.5	32.8	10.7	4.9	51.6	74.6	62.4	45.4	44.0
	差	△ 1.8	△ 2.7	2.9	1.5	0.1	△ 4.5	1.2	△ 6.8	△ 2.2	△ 7.4
あなたの勤務意欲(モチベーション)は、 10年前と比べて向上していますか。	H24	13.2	22.4	37.5	15.9	11.0	35.6	42.8	33.6	31.5	37.9
	H23	17.9	22.2	34.0	13.5	12.4	40.1	46.0	40.5	33.6	43.6
	差	△ 4.7	0.2	3.5	2.4	△ 1.4	△ 4.5	△ 3.2	△ 6.9	△ 2.1	△ 5.7
あなたの職場では、挨拶や会話が活発に 交わされていますか。	H24	38.3	36.5	15.3	6.9	3.1	74.8	82.4	76.5	69.3	75.9
	H23	38.6	36.8	15.0	5.6	3.9	75.4	81.1	67.1	71.2	76.3
	差	△ 0.3	△ 0.3	0.3	1.3	△ 0.8	△ 0.6	1.3	9.4	△ 1.9	△ 0.4
あなたの職場では、業務量について、職員間の バランスは取れていると思いますか。	H24	8.3	22.1	28.6	22.6	18.4	30.4	53.8	39.4	24.3	23.2
	H23	10.1	21.8	27.9	19.9	20.3	31.9	52.0	40.2	24.7	27.7
	差	△ 1.8	0.3	0.7	2.7	△ 1.9	△ 1.5	1.8	△ 0.8	△ 0.4	△ 4.5

※回答率

第2回(H24) : 59.5% (回答者 3,386名/対象者 5,690名)

第1回(H23) : 44.2% (回答者 2,587名/対象者 5,848名)

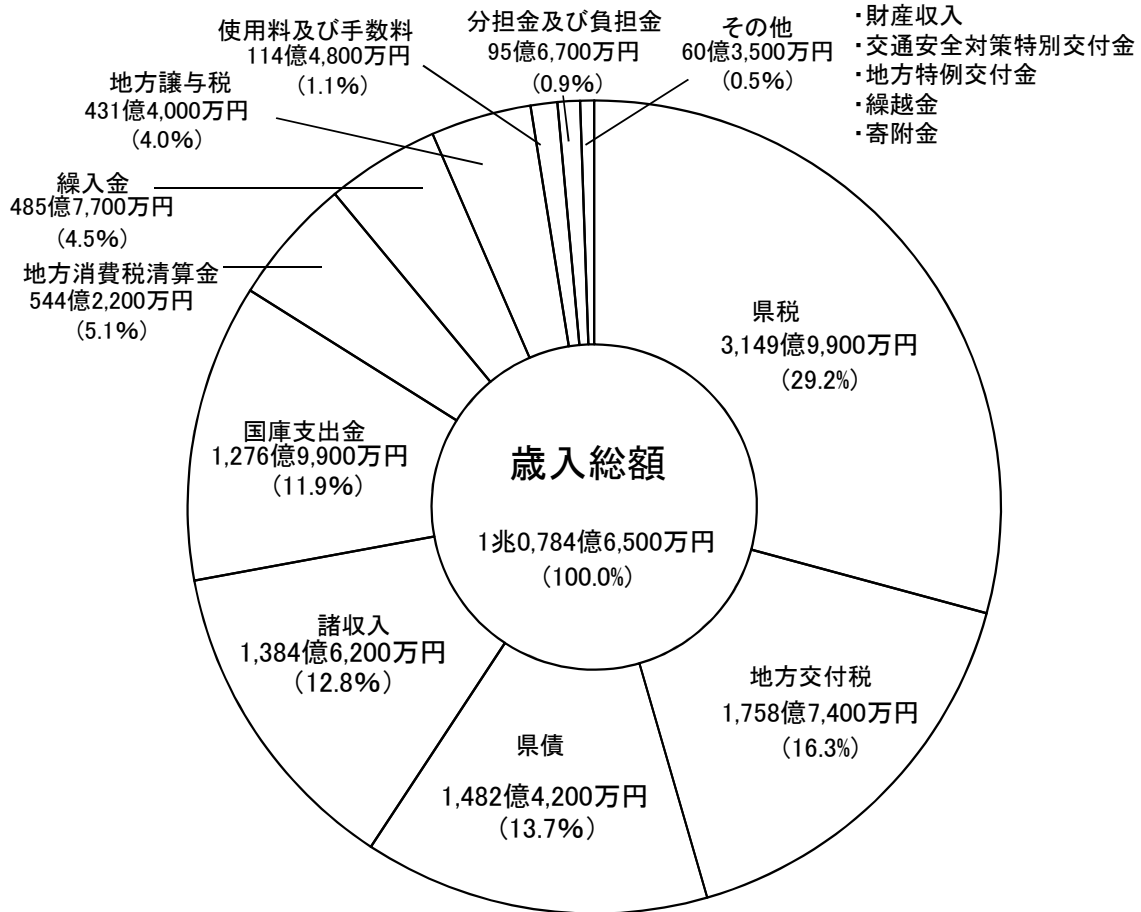
II 財政構造改革

項目	平成 24 年度の主な取組実績	平成 25 年度の取組方針 及びこれまでの取組内容
1 財政健全化目標	<ul style="list-style-type: none"> ・「健全化判断比率の改善」について、実質公債費比率の全国中位以下を維持 <ul style="list-style-type: none"> ※平成 23 年度決算 14.2% (全国順位 32 位) 将来負担比率の計画的な改善 <ul style="list-style-type: none"> ※平成 22 年度決算 280.3%→平成 23 年度決算 276.2% (全国順位 4 位) ・「県債残高（特例的県債除き）の縮減」について、公共投資の縮減・重点化により、公共投資に充てる県債の新規発行額を抑制し、特例的県債を除く県債残高を前年度よりも 280 億円縮減 <ul style="list-style-type: none"> ※平成 24 年度末決算見込み 1 兆 3,581 億円 ・「臨時財政対策債を除いたプライマリーバランス」について、黒字を維持 <ul style="list-style-type: none"> ※平成 24 年度決算見込み +988 億円 ・「繰替運用の縮減」について、歳出改革及び歳入確保の徹底により、平成 24 年度当初予算において計上していた繰替運用額 80 億円を年度内に解消 	<p>(取組方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「県債残高の縮減」、「プライマリーバランスの黒字化」については、財政規律を維持 ・「繰替運用の縮減」については、地方公務員給与削減相当分の地方交付税の削減により繰替運用額が増加。今後、平成 25 年 7 月から実施している給与費の減額に加え、さらなる予算執行の節約等の財源確保に努め、当該繰替運用の解消に取り組む
2 県保有土地対策による将来負担額の縮減	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年度に策定した保有土地対策の計画に基づき、全庁あげて土地処分や計画償還前倒しなどの保有土地対策に取り組んだ結果、保有土地に係る将来負担額を前年度よりも 330 億円縮減(平成 23 年度決算 1,319 億円)。 ・平成 24 年度最終補正予算において、新しい資金調達手法（信託活用型 ABL）を活用するほか、約 250 億円の保有土地対策の前倒しを実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き全庁あげて保有土地対策に取り組む、保有土地に係る将来負担額をさらに縮減

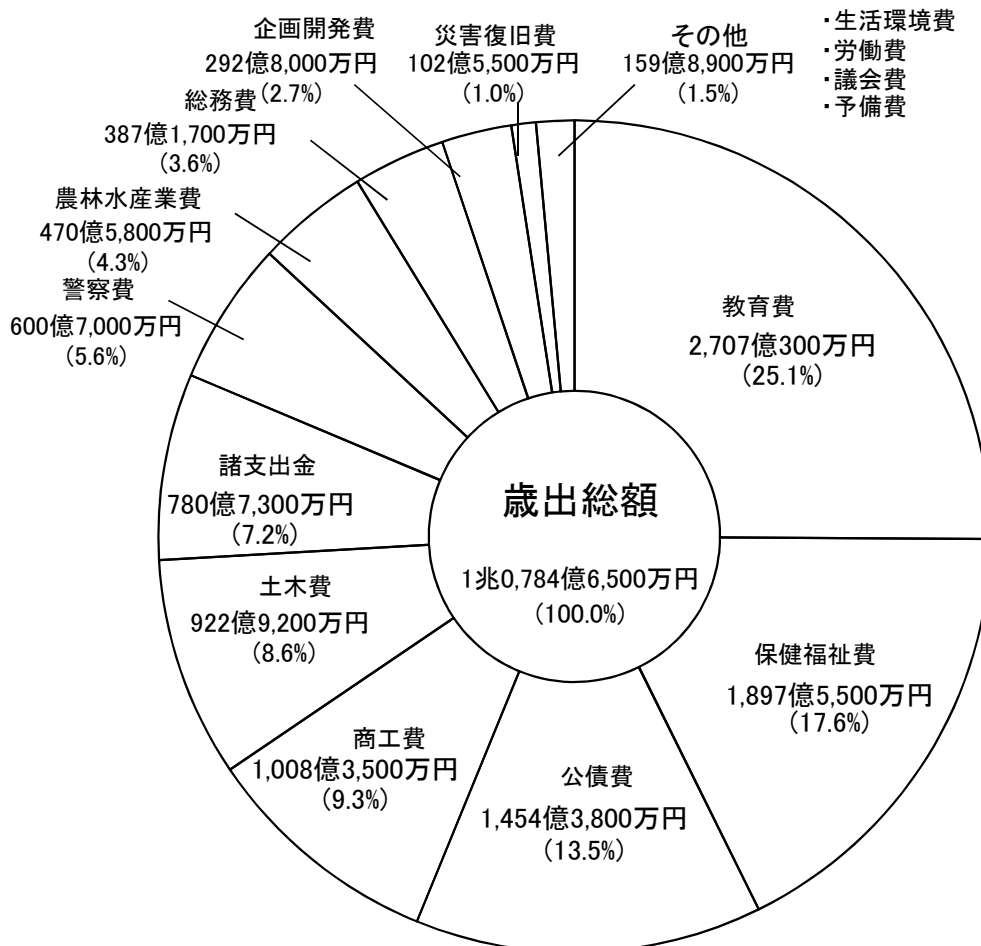
項 目	平成 24 年度の主な取組実績	平成 25 年度の取組方針 及びこれまでの取組内容
3 歳出改革	<ul style="list-style-type: none"> ・「職員の適正配置」について、県民サービスの維持・向上を図りつつ、簡素で効率的な体制の整備を進め、一般行政部門で前年度から 152 人削減（平成 24 年度：4,841 人） ・「県債発行額の抑制」について、後年度の財政負担を抑制するため、公共投資に充てる県債を前年度よりも 53 億円縮減（平成 24 年度当初予算で 486 億円を計上、東日本大震災分を除く）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般行政部門については、県民サービスに支障のないよう配慮しながら、引き続き職員数を削減 ・引き続き公共投資の縮減・重点化により公共投資に充てる県債を縮減
4 歳入の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・「県税滞納額の縮減」について、徴収強化対策として、県賦課徴収分については徹底した滞納整理を実施し、個人県民税については市町村の徴税力向上を支援することにより、県税全体の滞納額を前年度よりも 15 億円縮減（平成 23 年度決算 140 億円→平成 24 年度決算見込 125 億円）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・徴収強化対策として、県賦課徴収分については徹底した滞納整理を実施し、個人県民税については市町村の徴税力向上を支援
5 予算編成・予算執行の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・事務事業再構築の徹底やシーリングの設定により捻出した財源を活用し、「生活大県いばらき特別枠」を設け、施策の重点化と部局横断的な政策の充実強化を実施（平成 24 年度当初予算で約 23 億円、44 事業を予算化） 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き歳出改革等により財源を捻出し、特別枠等により施策の重点化と部局横断的な政策を充実・強化

平成25年度当初予算の内訳

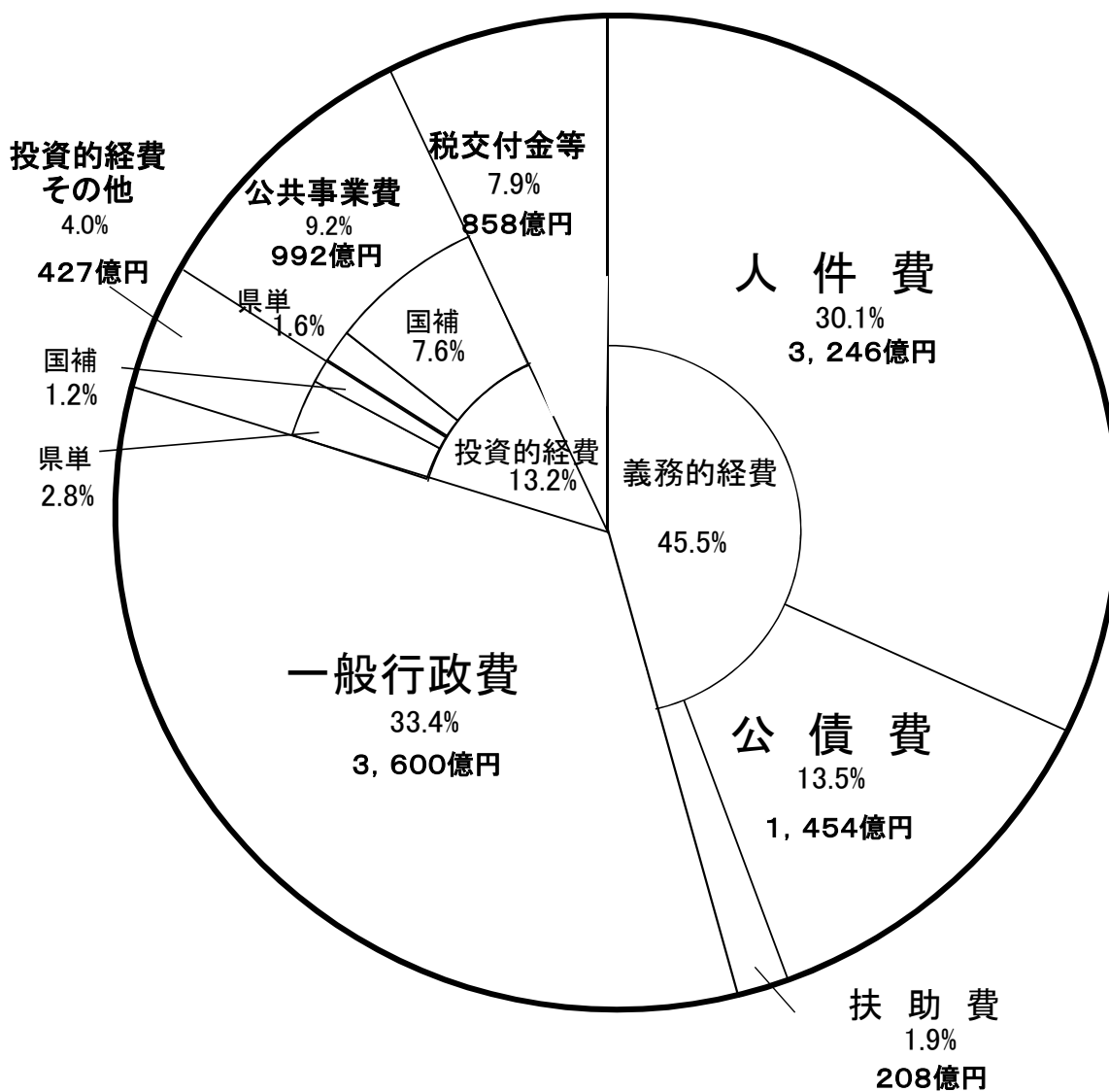
<歳入>



<歳出>



<歳出(性質別内訳)>



Ⅱ 財政構造改革

1 財政健全化目標（第6次行財政改革大綱）

①健全化判断比率の改善

将来負担比率は、H30年度までに250%以下を目指す。

○健全化判断比率の状況（〔 〕は全国順位：比率の悪い方から）

（単位：％）

項目	H19決算	H20決算	H21決算	H22決算	H23決算	全国平均
実質赤字比率	-	-	-	-	-	-
連結実質赤字比率	-	-	-	-	-	-
実質公債費比率	14.7〔20〕	14.4〔21〕	14.5〔22〕	14.2〔29〕	14.2〔32〕	13.9
将来負担比率	289.9〔5〕	288.7〔4〕	295.9〔4〕	280.3〔4〕	276.2〔4〕	217.5

②県債残高の縮減

公共投資の縮減・重点化により、公共投資に充てる県債の新規発行額を抑制し、特例的県債を除く県債残高の縮減を図る。

○県債残高の推移

（単位：億円）

項目	H21決算	H22決算	H23決算	H24決算見込	H25当初
県債残高	18,379	19,360	19,998	20,531	20,846
特例的県債を除く県債	14,107	14,061	13,861	13,581	13,060
特例的県債	4,272	5,299	6,137	6,950	7,786

「特例的県債」は、地方交付税の肩代わりのため発行した臨時財政対策債や、減収補填債など

③プライマリーバランスの黒字化

臨時財政対策債を除いたプライマリーバランスの黒字を維持する。

○プライマリーバランス(PB)の推移

（単位：億円）

項目	H21決算	H22決算	H23決算	H24決算見込	25当初
プライマリーバランス	△721	△618	△77	△35	△168
臨時財政対策債を除くプライマリーバランス	△59	553	935	988	883

④繰替運用の縮減

繰替運用（H25当初：140億円）を節約等により解消するとともに、H26当初予算においてもH25繰替運用（給与カット影響除き：70億円）からの縮減を図る。

○繰替運用額の推移

（単位：億円）

H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
45	45	45	145	180	200	190	110	60	80	140

2 保有土地対策による将来負担額の縮減

保有土地対策による将来負担額について、計画的に解消するとともに、できる限り前倒し実施。

○保有土地対策に係る将来負担額の推移

（単位：億円）

項目	H21決算	H22決算	H23決算
対策額	241	253	353
保有土地対策に係る将来負担額	1,890程度	1,650程度	1,320程度

★…H24最終補正により追加対策を講じたもの **保有土地等に係る実質的な将来負担への対策(H23決算ベース)**

	H21	H22	H23	H24～26	H27～31	H32～36	H37～41
対策額	241億円	253億円	353億円	100億円程度/年 (H24:348億円 うち追加対策約250億円 ※H24最終補正予算ベース)	同左	同左	10～100億円程度/年
それぞれの期末の実質的な将来負担見込残高	1,890億円程度	1,650億円程度	1,320億円程度	1,100億円程度(H26末)	600億円程度(H31末)	200億円程度(H36末)	一億円程度(H41末)

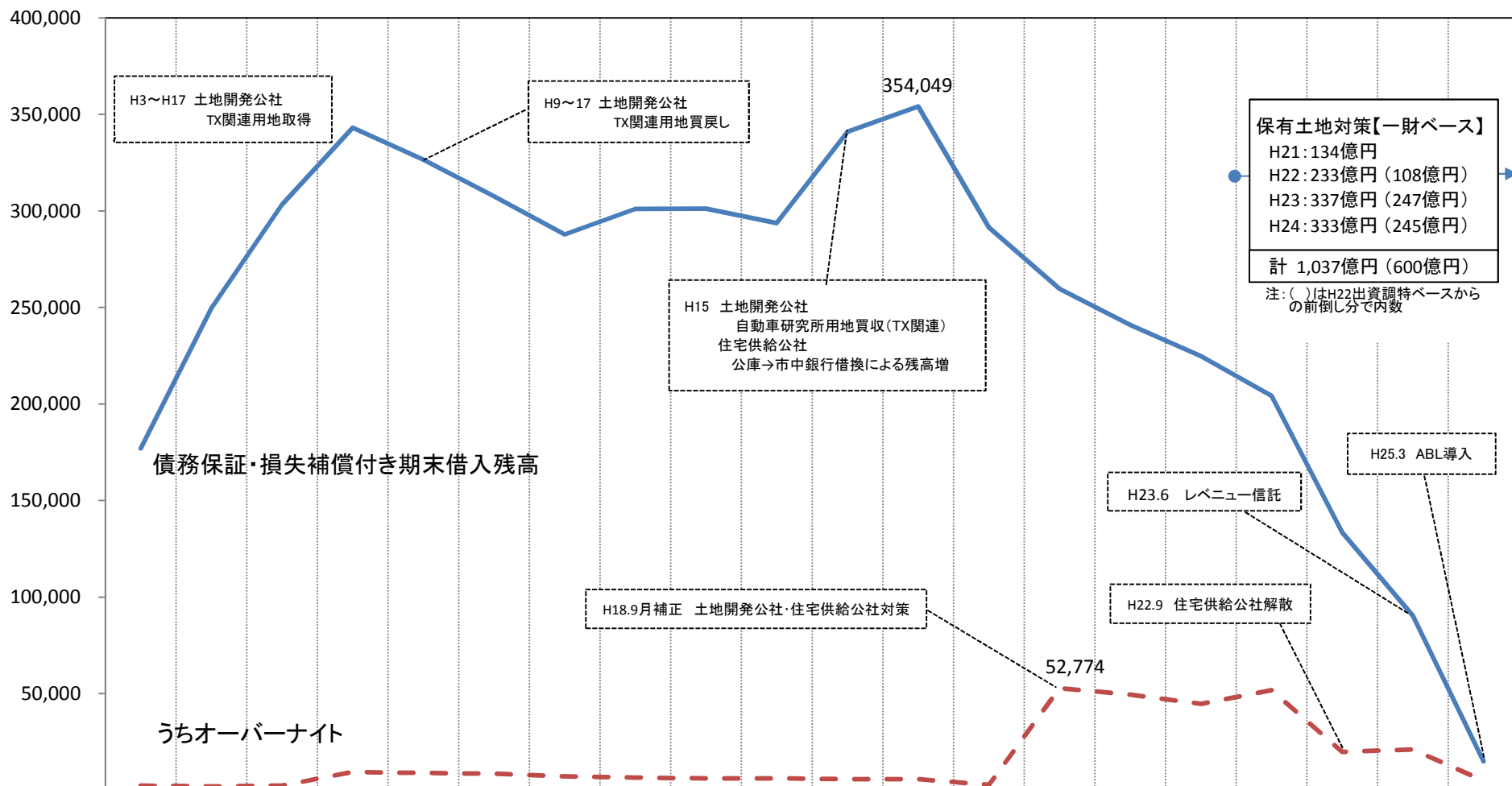
【各事業の対策内容】 表側()書きは実質的な将来負担額

	H18～21	H22	H23	H24～26	H27～31	H32～36	H37～41
1. 住宅供給公社 (H23末:355億円)	経営支援補助金(H18債務超過対策) <46億円/年> ●低価格評価損及び分譲等損失に対する支援 <9億円/年>	住宅供給公社の解散に伴う三セク改革推進債の活用(発行額:381億円) → 一元利償還金の返済 <25～28億円/年>					
2. 土地開発公社 ★ (H23末:24億円)	経営支援補助金(H18債務超過対策) <9.7億円/年>						
		H21保有土地評価損 <37億円>の処理					
3. 桜の郷整備事業 (H23末:26億円)	●桜の郷委託料精算(住公) <23億円>	★借入金の計画的な償還 <8.6億円/年>					
4. 開発公社 (H23末:65億円)	経営支援補助金(～H30) 低価格導入による損失等を県補助金で支援<13～17億円/年> ●未造成工業団地の事業承継<7億円>	★未造成工業団地の買取 <6～16億円/年>					
★5. 公共工業団地 ※1 (H23末:100億円)	借入金に対する現年度利子分を一般会計で負担 (H21:15億円, H22:12億円, H23:10億円, H24～41:65億円) <1～10億円/年>						
	借入金の計画的な償還 (H22最終:120億円追加, H23最終:250億円追加) <12～15億円/年>						
6. TX沿線開発 ※2,3 (H23末:433億円)	●県債管理基金の活用 <100億円>(最終)	借入金に対する現年度利子分を一般会計で負担(H22:19億円, H23:17億円, H24～41:208億円) <1～18億円/年>					
	上下水道等の関連公共施設整備に係る負担金を一般会計で負担(H22:6億円, H23:11億円, H24～39:167億円) <4～17億円/年>						
7. 港湾(臨海土地造成) (H23末:250億円)	借入金の計画的な償還 (H31～38:255億円) <30億円/年>						
8. 阿見吉原地区 (H23末:62億円)	上下水道等の関連公共施設整備に係る負担金を一般会計で負担(H22:1億円, H23:1億円, H24～36:36億円) <1～9億円/年>						
	借入金の計画的な償還						

※1 土地収入見込額を充当可能な特定歳入として除いた額
 ※2 TX鉄道会社からの県貸付金償還金の一部(H29～37:331億円)を活用した繰上償還を除いた額
 ※3 対策額のほか、大規模緑地等公共用地の取得(H21年度 217億円(うち最終補正:124億円))

第三セクター等の債務保証・損失補償付き期末借入残高の推移

(単位: 百万円)



	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
期末残高	177,032	249,656	303,299	343,130	326,607	307,550	287,849	301,048	301,144	293,722	340,993	354,049	291,487	259,638	241,007	224,865	204,212	133,479	90,372	14,926
うちオーバーナイト	2,300	2,000	2,400	9,424	8,944	8,544	7,207	6,461	6,160	6,060	5,675	5,695	2,806	52,774	49,535	44,640	51,799	19,908	21,074	4,906
全国順位	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	4	4	4	5	7	※ 31

— 期末残高 - - - うちオーバーナイト

※ H24における期末残高(14,926)の内訳
 (土地開発公社 361 道路公社 3,507)
 (農林振興公社 59 開発公社 10,999)
 ※ H24における全国順位は、他県のH23期末借入残高との比較による順位

財政収支見通し及び財源確保目標額

(1) H28までの財政収支見通し (単位：億円)

区 分		H 25	H 26	H 27	H 28
歳入	一般財源	6,955	6,960	7,010	6,920
	： 県税等	3,694	3,770	3,850	3,930
	： 地方交付税	1,759	1,720	1,710	1,570
	： 臨時財政対策債	1,051	1,010	980	940
	： 地方譲与税等	451	460	470	480
	国庫支出金	1,277	1,180	1,170	1,070
	： 県債(臨時財政対策債を除く)	431	610	620	460
	： うち行政改革推進債等	70	160	180	40
	その他歳入	2,122	1,590	1,530	1,450
	計 (A)	10,785	10,340	10,330	9,900
歳出	義務的な経費	5,919	5,970	6,070	6,130
	： 人件費(退職手当除き)	2,932	2,930	2,920	2,910
	： 退職手当	314	300	330	340
	： 社会保障関係費	1,219	1,270	1,320	1,360
	： 公債費	1,454	1,470	1,500	1,520
	投資的経費	1,419	1,320	1,270	930
	補助費等	1,657	1,620	1,610	1,620
	その他歳出	1,790	1,570	1,510	1,460
計 (B)	10,785	10,480	10,460	10,140	
歳入不足額 (A - B)		(△ 230)	△ 140	△ 130	△ 240

(注) H25の歳入不足額欄()書きは、財源確保対策を講じる前の不足額

(2) 財源確保の目標額 (一般財源ベース) (単位：億円)

区 分		H 25	H 26	H 27	H 28
歳入不足額 (A)		△ 230	△ 140	△ 130	△ 240
歳出改革	人件費の抑制	35	8	10	24
	公共投資の縮減・重点化	7	7	7	7
	事務事業の見直し	33	49	47	53
	小 計 (B)	75	64	64	84
歳入確保	自主財源の確保	13	15	15	15
	特別会計等資金の活用	2	1	1	1
	その他財源対策	-	-	-	100
小 計 (C)	15	16	16	116	
財源確保額 (B)+(C) (D)		90	80	80	200
財源不足額 (A)+(D) (E)		△ 140	△ 60	△ 50	△ 40

(注) H25財源不足額140億円については、緊急避難的措置として県債管理基金から借入(繰替運用)を計上

【参考1】県債残高・プライマリーバランスの推移見込 (単位：億円)

区 分	H 24	H 25	H 26	H 27	H 28
県債残高	20,692	21,008	21,426	21,816	21,984
うち特例的県債を除く県債残高	13,750	13,229	12,880	12,552	12,092
プライマリーバランス	△ 427	△ 168	△ 201	△ 152	△ 2
臨時財政対策債を除くプライマリーバランス	596	883	807	831	934

【参考2】県債管理基金からの借入(繰替運用)の状況 (単位：億円)

	H 22	H 23	H 24	H 25
繰替運用額	110	60	80	140

(注) H22~H24の繰替運用は3月補正で解消し、実施していない。

【参考3】県債管理基金の年度末残高見込 (単位：億円)

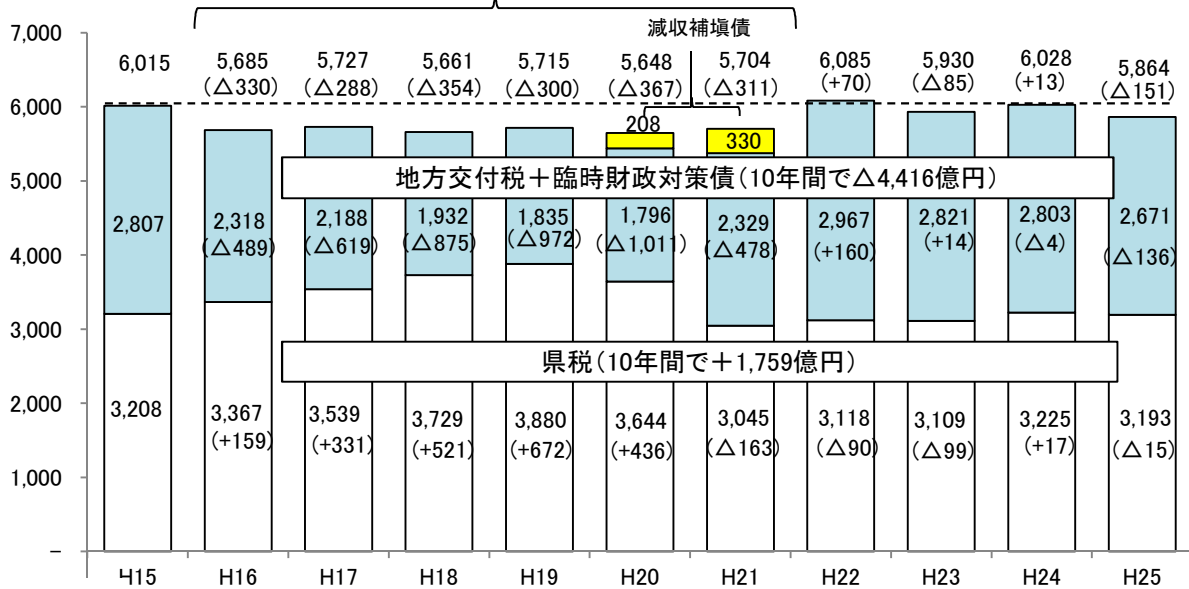
	H 25	H 26	H 27	H 28
年度末残高見込額	426	446	395	354

本県財政の概況

○県税・地方交付税等の推移

三位一体改革で減少した一般財源 6年間で△1,950億円

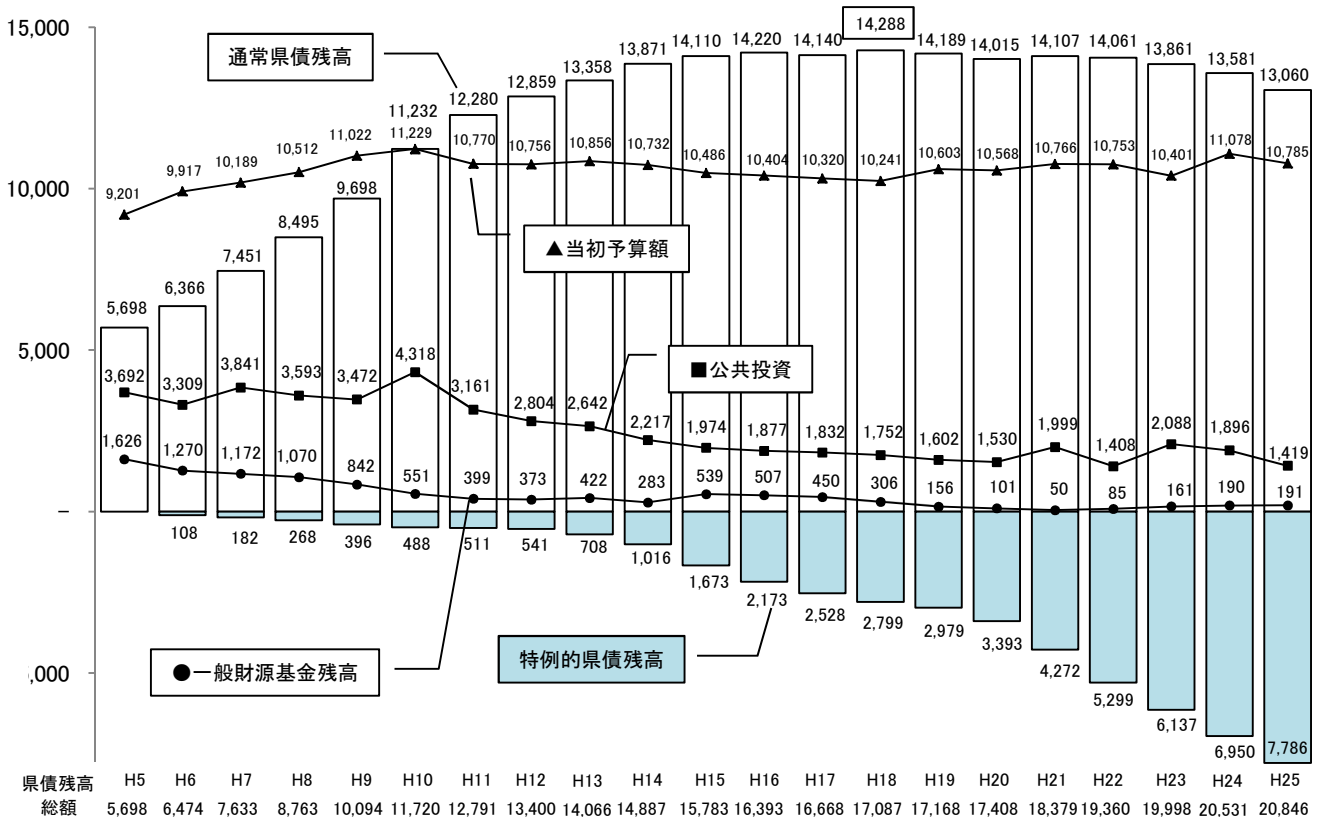
(単位:億円)



(注) H15~H23は決算額, H24は決算見込額, H25は当初予算額。
 「県税」は地方消費税清算後かつ税源移譲分を除き, 地方法人特別譲与税を含む。
 「地方交付税」は震災関連の特別交付税を除く。

○県債残高, 当初予算, 公共投資及び一般財源基金残高の推移

(単位:億円)



(注) 1 「一般財源基金残高」及び「県債残高」は, H23までは決算額, H24は決算見込額, H25は当初予算額。
 2 「公共投資」は, H24までは最終補正後予算額, H25は当初予算額。
 3 「特例的県債」は, 地方交付税の肩代わりのため発行した臨時財政対策債や, 減収補填債など。
 4 「通常県債」は, 公共投資に充てた県債や, 退職手当債, 第三セクター等改革推進債など。

職員数の削減状況等（一般行政部門）

1 全国都道府県との比較

- 一般行政部門の状況（H24年4月1日時点）について、全国的にみても、
- ・本県の人口は全国第11位、一般行政部門職員数は全国第15位であるが、職員1人あたりの人口(611.4人)は、政令市人口を除くと全国第5位となり、全国トップクラスのスリムな組織体制
 - ・茨城県行財政改革大綱策定の初年度（基準H9.4.1:6,612人）と比較すると、▲1,771人(H24.4.1:4,841人)となり、4分の1以上（26.8%）を削減

◆ 一般行政部門の職員数の全国状況（平成24年度）

都道府県名	一般行政職員数	順位	総人口	順位
東京都	18,207	1	12,699,271	1
北海道	13,372	2	5,474,216	8
愛知県	8,439	3	7,263,173	4
福岡県	7,820	4	5,049,457	9
大阪府	7,644	5	8,679,933	3
神奈川県	7,245	6	8,917,368	2
埼玉県	6,720	7	7,149,503	5
千葉県	6,670	8	6,147,619	6
兵庫県	6,642	9	5,572,405	7
新潟県	5,835	10	2,364,632	14
静岡県	5,662	11	3,750,571	10
福島県	5,432	12	1,991,865	18
鹿児島県	5,207	13	1,706,081	24
長野県	5,187	14	2,145,962	16
茨城県	4,841	15	2,960,010	11
宮城県	4,751	16	2,302,706	15
...

順位	都道府県名	一般行政職員1人あたり人口(政令市人口除く)
1	埼玉県	881.8
2	千葉県	781.2
3	東京都	697.5
4	大阪府	693.1
5	茨城県	611.4
6	兵庫県	611.3
7	愛知県	602.1
8	岐阜県	516.5
9	群馬県	502.1
10	滋賀県	461.1
11

*都道府県名の網掛けは政令指定都市及び特別区が存在。

(参考)政令指定都市の主な権能等

- ・児童相談所の設置
- ・指定区間外の国道、県道の管理
- ・指定区間の一級・二級河川（一部）の管理 など

*「地方公共団体の職員数」=平成24年度地方公共団体定員管理調査。

*「人口」=平成24年3月31日住民基本台帳。順位は降順。

*一般行政部門とは、知事部局、議会及び行政委員会事務局の職員のうち、一般会計から給与を支給されている職員。

2 第6次行財政改革大綱における定員管理の状況等

- ・平成24年度から平成28年度の5年間で、一般行政部門は、▲250人（▲5.0%）の目標を設定し、職員数の削減を進めているところ。
- ・平成24年度の削減実績については▲152人（※進捗率60.8%）。
- ・引き続き、県民サービスの低下や円滑な行政運営に支障を来すことのないよう配慮しつつ、こども福祉医療センターの民間移管などを着実に進めることにより、目標達成を図る。

◆ 一般行政部門における職員削減計画等

	H23(基準)	H28(目標)	削減目標
計画 職員数	4,993	4,743	▲250

	H24(実績)	H25~H28(見込)
実績見込	▲152	▲100程度

Ⅲ 出資団体改革

項目	平成 24 年度の主な取組実績	平成 25 年度の取組方針 及びこれまでの取組内容
1 出資団体のあり方の 抜本の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・ (財)茨城県青少年協会の他団体との統合や、日立港木材倉庫(株)の県保有株式の譲渡等により、5 団体削減 (H24 年度末：42 団体) 削減団体：(社)茨城県林業協会 [財政的援助要件 (県の補助金等が 3 年連続して法人の収入額の 1/4 以上)に非該当] (一財)茨城県住宅管理センター [出捐金相当額の県への寄付] (財)茨城県青少年協会 [(社)青少年育成茨城県民会議との合併] 日立港木材倉庫(株) [県保有株式の譲渡] つくば国際貨物ターミナル(株) [法人の解散] ・ 出資団体等経営改善専門委員会において、経営改善や県関与の縮小等の検討が改めて必要な 7 団体を選定し、改革の進捗状況等を審議 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「存続」とした法人に重点をおいて、社会的・公益的な必要性や効率的な運営のあり方等の見地から、引き続き見直しを実施 ・ 包括外部監査結果を踏まえ、県関与のあり方について検討
2 経営健全化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公認会計士を中心とした経営評価チームにより経営評価を実施 (42 団体) し、団体の経営健全化方策等を提言、結果の公表 ※「概ね良好」21 団体 対前年度+2 団体 ・ 経営検討特別委員会において、(財)茨城県開発公社経営改革プランの実施状況の点検評価を実施 ・ 改革工程表の進行管理の実施・公表 (改革工程表：経営改革等の目標管理が必要な団体が作成したスケジュール表) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公益法人制度改革に基づく移行状況等を踏まえ、評価項目に新たな視点を設定する等の見直しを行い、経営評価を実施 ・ 経営検討特別委員会において、開発公社経営改革プランの見直しに当たっての意見書を提出 ・ 改革工程表の進行管理を実施
3 出資団体への県関与 の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県派遣職員数を削減 ※H24 年度：159 人 対前年度▲16 人 ・ 補助金・委託料を縮減 ※平成 24 年度：約 171 億円 対前年度▲72 億円 (公社対策費を除く (H23 年度決算)) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、人的・財政的関与の見直しを推進

出 資 法 人 等 一 覧 表

【県内法人 (42)】

(平成25年4月1日現在)

	県出資比率	公益的法人	特別な法律により 設立された法人	営利法人
		特例民法法人, 公益社団・財団, 一般財団法人	特殊法人	株式会社
出 資 法 人	50%以上 (20)	(財) グリーンふるさと振興機構 (公財) 茨城県開発公社 (財) 茨城県科学技術振興財団 (公財) いばらき文化振興財団 (公財) 茨城県国際交流協会 (財) 茨城県環境保全事業団 (公財) 茨城県看護教育財団 (財) いばらき腎バンク (公財) 茨城県中小企業振興公社 (公財) 茨城県農林振興公社 (公財) 那珂川沿岸土地改良基金協会 (公財) 茨城県企業公社 (公財) 茨城県教育財団 (公財) 茨城県体育協会 (14)	(社福) 茨城県社会福祉事業団 茨城県道路公社 茨城県土地開発公社 (3)	(株) いばらき森林サービス 鹿島埠頭 (株) (株) 茨城ポートオーソリティ (3)
	25%以上 50%未満 (9)	(公財) 茨城県消防協会 (公財) 茨城県栽培漁業協会 (一財) 茨城県建設技術管理センター (公財) 茨城県暴力追放推進センター (4)	茨城県漁業信用基金協会 (1)	鹿島臨海鉄道 (株) 鹿島都市開発 (株) (株) ひたちなかテクノセンター (株) 茨城県中央食肉公社 (4)
	25%未満 (12)	(公財) つくば文化振興財団 (公財) 茨城カウンセリングセンター (一財) 茨城県建設技術公社 (公財) 茨城県防犯協会 (4)	茨城県信用保証協会 茨城県農業信用基金協会 (2)	(株) 茨城放送 筑波都市整備 (株) 鹿島共同再資源化センター (株) (株) つくば研究支援センター (株) いばらきIT人材開発センター 日立埠頭 (株) (6)
援 助 法 人	財政的援助 50%以上 + 人派遣			
	財政的援助 50%未満 25%以上 + 人派遣 (1)	(公社) 園芸いばらき振興協会 (1)		
合 計	42	公益財団法人 16 一般財団法人 2 財団法人 4 公益社団法人 (援助法人) 1 計 23	6	13

IV 分権改革

項目	平成 24 年度の主な取組実績	平成 25 年度の取組方針 及びこれまでの取組内容
1 地方の自主・自立に向けた改革の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・第 1 次及び第 2 次一括法に基づく「義務付け・枠付け」の見直しにより，国が法令で設定していた基準を，地域の実情を踏まえて県の条例で設定（新規；27 条例，改正；10 条例） <li style="padding-left: 20px;">※23 条例で県の独自基準を設定 ・条例の制定・改正にあたっては，関係団体からの意見聴取やパブリック・コメントを実施 ・国から地方に速やかに権限・財源が移譲されるよう全国知事会等と連携して提案 	<ul style="list-style-type: none"> ・第 3 次一括法に基づく「義務付け・枠付け」の見直しにより，地域の実情を踏まえた条例の制定・改正（新規；3 条例，改正 10 条例を予定） ・権限・財源移譲にかかる国への提案を引き続き実施
2 市町村との連携・協力の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域支援研究会の開催により市町村が抱える行政課題について情報交換を実施 ・市町村への県職員の派遣や市町村からの実務研修生受入など人事交流を推進 ・市町村地方分権担当課長会議などを通じた権限移譲の働きかけにより，移譲対象法令の移譲済市町村割合が拡大（H24 当初；51.0% ⇒H25 当初；55.3%） 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域支援研究会の開催等による市町村と政策課題についての情報交換を引き続き実施 ・庁内担当課と連携し，市町村への情報提供や人事交流等の支援を図ることによる権限移譲の推進
3 広域連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・観光振興のため，北関東三県などの広域連携により，観光モデルコースの提案や旅行エージェントやマスコミの招聘などを実施 ・北関東磐越 5 県で「広域自治体のあり方研究会」を実施し，情報共有や意見交換 	<ul style="list-style-type: none"> ・近県を中心に様々な分野での広域連携を拡大・推進

「義務付け・枠付け」の見直しについて

1 「義務付け・枠付け」とは

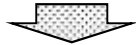

- 国が法令等により一律に、地方公共団体に対して、一定の活動を義務付けたり、活動に関する手続・基準等を定めること。
- 地方公共団体の自主性・自立性を高めるため、地方分権改革推進委員会の勧告を受けて、累次の見直しが行われている。

2 茨城県における取組

○ 平成24年度

「公共施設の設置管理の基準」等の見直しに関する第1次及び第2次一括法に基づき、37条例を制定・改正(制定27, 改正10)
※うち、23条例で県の独自基準を設定


<県の独自基準の例>

<p>県道の構造に関する基準 (関係法: 道路法)</p> <p>国基準 ・山地部でのみ1.5車線整備が可能 ・歩道の最小幅員は2.0m ・標識のローマ字は漢字の2分の1の大きさ</p> <p style="text-align: center;"></p> <p>県独自基準 ・地域特性に鑑み、平地でも1.5車線整備可 ・歩道整備促進のため、最小幅員1.5m可</p>	<p>特別養護老人ホーム等の居室定員に関する基準 (関係法: 老人福祉法, 介護保険法)</p> <p>国基準 ・特別養護老人ホーム等の居室定員1人</p> <p style="text-align: center;"></p> <p>県独自基準 ・低所得者の利用も可能とするため、入所者の平穩に配慮できる場合との条件付きで、居室定員4人以下も可</p>
--	---

○ 平成25年度

「付属機関の委員の定数」等の見直しに関する第3次一括法に基づき、13条例を制定・改正予定(制定3, 改正10)

<県の独自規定の例> 社会福祉審議会の委員の定数

国規定による枠付け ・35人以内  国規定の廃止に伴い県条例で規定 ・28人以内